

資料

東ドイツにおける民主的土地改革と

農業の社会主義化(一)

——シュトラスブルク郡の場合——

Otto Rühle; Von Untertan zum Staatsbürger, 1958.

大藪輝雄

戦後東ドイツの民主的土地改革については、すでにいくつかの研究がなされている。⁽¹⁾しかし、それが一つの地域で具体的にどのようなかたちで実施されたかということになると、われわれ外国の研究者にはなかなかうかがい知ることができない。

ここに紹介するオットー・リューレ著『隷民から公民へ』は、東ドイツにおいて最もユンカー的大土地所有の比重の高かった地域であるメクレンブルク(一部はブランデンブルクにもまたがる)の一つの郡における民主的土地改革と農業の社

会主義化の過程を詳細に調査研究し、その後の社会主義建設のプラン作成の基礎にしようとしたものである。そうした意味で本書は統計数字による一般的叙述だけでは知りえない具体的姿を、目に見えるように示してくれて大変有益である。

ただ、本書の発行は一九五八年と、いささか古く、農業の集団化はこれ以後一九六〇年までの間に急激に進行するので、この点を知ることができないのは残念である。⁽²⁾

本書は四五〇頁に及ぶ大冊で、この地域の歴史と現状と将来計画のみでなく、農業、商工業、交通、住宅、教育・文

化、保健と社会保障、国家の諸問題を含む総合的な地域研究であるが、その中で最も重要な農業に関する部分だけを自由に摘訳し、その概要を紹介することにした。紹介にあたっては一般的叙述を簡略にして資料的部分をなるべく多くするようにつとめた。

(1) 北条功「第二次大戦後の東ドイツにおける土地改革」(土地制度史学三五号所収)

上杉重二郎「第二次世界戦争後における東ドイツの民主的農地改革にかんする二、三の問題」(「立教経済学研究」一九六四年八月号)

上杉重二郎『ドイツ革命運動史』下 青木書店一九六九年
上林貞次郎編『ドイツ社会主義の発展過程』ミネルヴァ書房一九六九年

(2) 東ドイツにおけるLPGの発展は下表のとおりである。

目次(目次は原書のとおりではない)

一、地域の特徴

1、ノイブランデンブルク県の特徴

2、シュトラスブルク郡の特徴

二、民主的土地改革以前の農業構造

1、ユニカーの大土地所有

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)(大観)

東ドイツにおける LPG の発展

年次	LPG の数			構 成 員 数			LPG の農用地面積 1000 ha			DDR での地割 用合(%)
	総 数	第Ⅲ型	第Ⅰ・ Ⅱ型	総 数	第Ⅲ型	第Ⅰ・ Ⅱ型	総 数	第Ⅲ型	第Ⅰ・ Ⅱ型	
1952	1,906	166	1,740	37,000	4,185	32,815	218.0	29.0	189.0	3.3
1953	4,691	1,926	2,765	128,550	75,706	52,744	754.3	442.7	311.6	11.6
1954	5,120	3,060	2,060	158,356	125,115	33,241	931.4	743.4	188.0	14.3
1955	6,047	4,652	1,395	196,946	174,595	22,351	1,279.2	1,151.8	127.4	19.7
1956	6,281	5,260	1,021	219,599	204,622	14,977	1,500.7	1,413.1	87.6	23.2
1957	6,691	5,554	1,137	229,026	214,568	14,458	1,631.9	1,545.4	86.5	25.2
1958	9,637	6,369	3,268	352,938	299,173	53,765	2,386.0	2,079.8	306.2	37.0
1959	10,132	6,535	3,597	435,365	372,906	62,459	2,794.3	2,438.6	355.7	43.5
1960	19,345	6,323	13,022	961,539	581,443	380,096	5,384.4	3,378.5	2,005.9	85.0
1961	17,860	6,358	11,502	964,528	597,805	366,723	5,430.5	3,535.7	1,894.8	84.6
1962	16,625	6,351	10,274	973,854	612,629	361,225	5,460.1	3,614.4	1,845.8	85.4
1963	16,314	6,342	9,972	986,464	626,121	360,343	5,456.1	3,643.3	1,812.8	85.6
1964	15,861	6,295	9,566	982,219	631,604	350,615	5,456.5	3,673.6	1,782.9	85.6

注) Von der demokratischen Bodenreform zum sozialistischen Dorf, 1965, S. 27

2、農業労働者の状態

3、農民諸階層

三、民主的土地改革と農業の社会主義化

- 1、民主的土地改革による農業構造の変化（以上本号）
- 2、農業における社会主義的セクターの発展（以下次号）

一 地域の特徴

1 ノイブランデンブルク県の特徴

シュトラスブルグ郡 Kreis の所属するノイブランデンブルク県 Beitz は、地図からもわかるように、東ドイツ北部の農業地帯の中心に位置し、以前にはメクレンブルクとプロイセン（ウツカーマルク、フォアポムメルン）に所属していたが、この両部分から一九五二年に新しく作られた県である。

この県の特徴は、東ドイツにおける最もきわだった農業県である点にある。

(a) 農用地面積は六八万ヘクタールで、マグデブルク県について第二位にあるが、マグデブルク県には同時によく発達した工業と都市があるのに、ノイブランデンブルク県にはそ

れらが少ない。すなわち、人口二、〇〇〇人以下の市町村の人口割合もマグデブルク県が三〇％であるのに、ノイブランデンブルク県は五二％である。その上に、マグデブルク県では農用地の相当部分が、都市住民の園地になっているから、これらの点を考慮すると、ノイブランデンブルクは、東ドイツにおける最大の農業県であるとい

(b) さらに、ノイブランデンブルク県は総面積は第四位であるが、人口数では第一〇位

にあり、人口密度は最低である。第一表で、東ドイツの主要な八つの農業県の人口二、〇

第1表 主要農業8県の人口密度・都市・工場（1954.12.31）

	2,000人以下の農村人口	人口 20,000 人以上の都市		従業員 1,000 人以上の工場	
		都市数	人口	経営数	従業者
Cottbus	90	6	190,800	37	69,713
Frankfurt (Oder)	65	3	122,200	7	19,723
Halle	85	14	845,100	65	254,424
Magdeburg	58	9	527,000	29	80,146
Neubrandenburg	53	3	75,100	2	2,406
Potsdam	64	7	340,900	20	53,269
Rostock	61	4	315,900	13	46,995
Schwerin	59	3	163,300	7	12,127

東ドイツにおける民主的土壌改革と農業の社会主義化(一)(大敷)

— Staatsgrenze
 — Bezirksgrenze
 — Kreisgrenze
 — Stadtkreise
 sind durch ein X gekennzeichnet

Bezirke :

- 1 Berlin, Hauptstadt der DOR
- 2 Rostock
- 3 Schwerin
- 4 Neubrandenburg
- 5 Potsdam
- 6 Frankfurt
- 7 Cottbus
- 8 Magdeburg
- 9 Halle
- 10 Erfurt
- 11 Gera
- 12 Suhl
- 13 Dresden
- 14 Leipzig
- 15 Karl-Marx-Stadt



〇〇人以下の市町村の農用地一平方秆当りの人口をみるとノイブランデルブルクは五三人で最低である。

(c) 都市の発達も微弱である。第一表をみると、人口二

〇、〇〇〇人以上の都市は三カ所、人口は合計七五、一〇〇人で八県中最低である。ノイブランデルブルク県で最も大きな二つの都市、ノイブランデンブルクとノイシュトラーリッツは現在人口が各々二七、〇〇〇人ずつにすぎず、その上に一四の郡の中心になる都市のうち九つまでがヒトラーの侵略戦争によって三〇〜七〇%の破壊をうけている。

(d) これら八つの農業県にある工場とその従業員の数でも、ノイブランデンブルクは最下位にある。すなわち、従業員一、〇〇〇人以上の工場は僅かに二工場、従業員数は両者合わせて二、四〇六人にすぎない。

こうした特徴は、この地方の歴史的発展の結果であるが、

それは農業の資本主義的発展の「プロシヤ型」の道によって特徴づけられる。

なお、一九五六年一月三一日現在のノイブランデンブル

ノイブランデンブルク県の農業構造

VEG	7.8%
ÖLB	5.5%
LPG	27.1%
私経営	59.6%
合計	100.0%

ク県における農用地面積の配分は上表のとおりである。

2 シュトラスブルク郡の特徴

ノイブランデンブルク県が形成されたと同じ一九五二年にシュトラスブルク郡も形成された。郡内の村落の五分の三は数百年来メクレンブルクに所属し、郡都シュトラスブルクを含む五分の二はプロイセンのウツカーマルクとフォアボンメルンに所属していた。第二表は、シュトラスブルク郡をノイブランデンブルク県の他の諸郡と比較したものである。

(a) シュトラスブルク郡は、きわだった農業郡である。総面積の八一%は農用地であり、ここより農用地率の高いのはアルテントレプトウ郡だけである。

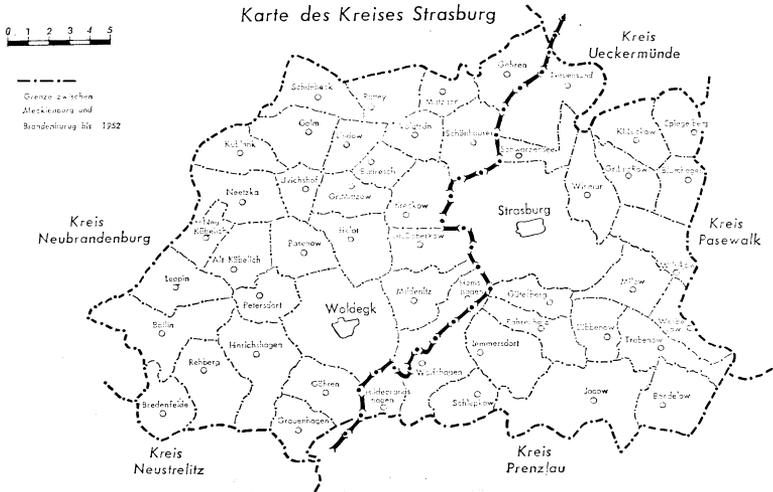
(b) シュトラスブルク郡は、農用地一平方秆当りの住民数が六七人で、それ以下のところはレーベル郡だけである。

(c) シュトラスブルク郡には大きな都市が欠けている。郡都のシュトラスブルクは人口七、五〇〇人で、ボルデックが三、八〇〇人。どちらも他の農村と同じように農業が主な産業である。そして、シュトラスブルクが約三〇%、ボルデッ

第2表 Neubrandenburg 県の14郡の面積と人口 (1954.12.31)

郡	市町村数	面積 (km ²)		総人口	人口 (km ² 当り)		人口1万人以上の都市	
		総面積	農用地		総面積 当り	農用地 当り	名称	人口
Altentreptow	35	500	406	31,938	64	79	—	—
Anklam	50	760	565	54,284	71	96	Anklam	20,151
Demmin	53	797	625	63,637	80	102	Demmin	17,116
Malchin	26	635	440	46,146	73	105	—	—
Neubrandenburg	58	719	515	64,263	89	125	Neubrandenburg	26,995
Neustrelitz	70	1,244	461	65,901	53	143	Neustrelitz	27,945
Pasewalk	51	769	605	54,435	71	90	Pasewalk	12,597
Prenzlau	59	792	618	53,006	67	86	Prenzlau	19,969
Röbel	48	499	345	20,567	41	60	—	—
Strasburg	51	625	505	33,992	54	67	—	—
Templin	60	993	424	40,300	40	95	Templin	11,082
Teterow	42	717	552	44,337	62	80	Teterow	11,274
Ueckermünde	24	842	231	56,858	67	246	Ueckermünde	11,964
							Torgelow	13,438
Waren	59	1,055	510	56,992	54	112	Waren	19,917
合計	686	10,947	6,802	686,656	663	610	—	—

東ドイツにおける民主的土壌改革と農業の社会主義化(一)(大数)



クが約七〇%戦争による破壊を受け、そこからいろいろの困難が生じている。村の中では、ヤゴウだけが一、〇〇〇人以上の人口を持ち、他はそれ以下である。

(d) ここには比較的大きな工業経営が全くない。名前をあげる価値のある経営は従業員一七一人をもつ VEB Kreisbauhof Strasburg と従業員四五人で年間約五〇〇万個の煉瓦を製造してゐる VEB Ziegelwerk Woldegk だけである。

以上からシュトラスブルク郡は、農用地率が高く、人口が少なく、都市も工業も未発展で、東ドイツにおいて最も農業的な地域であることがわかる。これは長い歴史的發展の結果であるが、この点をつぎにみてみよう。

二 民主的土地改革以前の農業構造

1 ユンカーの大土地所有

民主的土地改革以前におけるシュトラスブルク郡の最も目立った特色は、ユンカーの大土地所有の異常に強い集積と支配的勢力であった。そこに、この郡の立ち遅れのおもな原因

があり、それは今日でもなお、経済的・社会的・政治的・文化的立ち遅れにあらわれている。

総括的に示した第三表(I)は、今日シュトラスブルク郡に属する五一の市町村の、民主的土地改革実施以前における農業の社会経済構造の概観を示したものである。若干の説明を加えると、

(a) 農用地総面積は一九四五年一月一日には下表のように配分されていた。

大土地所有	35,125 ha = 70.7%
農	8,474 ha = 17.1%
中農	4,796 ha = 9.7%
小農	574 ha = 1.1%
その他の所有者	706 ha = 1.4%
合計	49,675 ha = 100%

(b) 大土地所有は下表のよう構成であった。

(c) 以前の Mecklenburg-Strelitz M 所屬していた市町村と Mark Brandenburg (B)	
1. 国有農場 (以前の Mecklenburg-Strelitz 大公の所有地)	7,466 ha = 21.2%
2. 51の騎士農場	26,870 ha = 76.5%
うち16人は貴族的所有者	(19,188 ha)
23人はブルジョア的所有者	(7,682 ha)
3. 1コの都市所有農場 (Strasburg-Lauenhagen)	486 ha = 1.4%
4. 教会所有地 (Strasburg の区域内)	303 ha = 0.9%
合計	35,125 ha = 100%

	Mecklenburg-Strelitz の部分		Mark Brandenburg の部分	
	ha	%	ha	%
大土地所有者	17,842	69.0	17,283	72.5
大農	4,925	19.1	3,549	14.9
中農	2,489	9.6	2,307	9.7
小農	308	1.2	266	1.1
その他の所有者	278	1.1	428	1.8
合計	25,842	100.0	23,833	100.0

に属していた市町村との階層構成を別々に示すと上表のようになっている。

この両者を比較すると、以前のマルクブランデンブルク地域で大土地所有の割合が三・五%だけ高く、ほぼ同じだけ大農の割合が低い。これは、メクレン

ブルクに所属する部分で、一九一九—一九三四年に三つの大農場 (Hildebrandshagen, Schönbeck, Voigtsdorf) 二、一三七ヘクタールに植民が行なわれ、合計九七戸の農民所有地が形成されたこと、および一九二二—一九二七年に Kridbank と Pasingow の二つの大農場一、九四七ヘクタールにおいて定期小作 *Zeitpacht* が永小作 *Erbpacht* に変えられ、四三戸の永小作農が作られたが、一九二七年に二五年分の小作料の支払いによって、その永小作関係を解消する可能性が生れた

ことによるものである。

この五農場四、〇八四ヘクタールを加えると、メクレンブルクに所属する部分の一九一八年における大土地所有は二二、九二六ヘクタール、八四・八%になる。このことは、メクレンブルクにおける農民追放 *Bauernlegen* がプロイセンにおけるよりも苛酷に行なわれたという歴史的事情の結果である。

市町村に存在しない農民	19
" 1~5 人の "	12
" 6~10人 "	4
" 11~20人 "	5
" 20人以上 "	11
合計	51

(d) 一九四五年に現存していた農民数による市町村の区分

は上表のとおりである。これは、過去における君主と貴族の農民絶滅政策をとくに明白に示している。ワイマール共和国においても、ヒトラー帝國においても、農民を植民する必要性について数多く語られたが、実際には(c)で述べたことしか行なわれなかった。王領地と騎士領地を比較すると、農民追放は騎士領地より苛酷であった。すなわち、一九四五年に農民の一人もいなかった一九の市町村のうち、一六は騎士領地に属していた。

(e) 一九四五年における郡内の最も大きな土地所有者は次表のとおりである。

(f) 「その他の所有者」の中で一ヘクタールまでの最小の所有者の農用地がどれだけあるかを知るとは、資料の不足からできないが、多くの市町村でこうした最小所有者がいなかったことは確実である。農業労働者は、約一モルゲン（〇・二五ヘクタール）の馬鈴薯栽培地を *Deputat* として持っていた。それはこれらの労賃の一部であったが、これらの所有地では決してなく、かれらの小作地でさえもなかった。一ヘクタールまでの最小土地所有がほとんど完全になくなったのは、この地域の農民追放が徹底的に行なわれたため

森林	
騎士農場	3,700 ha
国有林	2,360 ha
市町村有林	1,100 ha
農民所有林	300 ha
合計	7,460 ha

池沼	460 ha
うち騎士農場用	300 ha

	農場数	ha
1. Graf von Schwerin 家	7	5,094
2. von Arnim 家	4	2,508
3. Freiher Bodo von Bodenhausen	3	1,774
4. 国有農場（以前の Großherzog von Mecklenburg-Strelitz）		7,466

である。

(g) 第三表には農用地面積だけがあげられていて、森林と池沼は含まれていない。この点を補足すると上表のとおりである。

(h) 最後に、シュトラスブルク郡の農業構造をメクレンブルク全体やドイツ帝国全体と比較すると、第四表のとおりである。これで見るとシュトラスブルク郡は一〇〇ヘクタール以上の大土地所有者の割合がドイツ帝国全体よりも五〇%も高く、メクレンブルクの平均よりも二二・五%高い。それだけ中小農民の割合が小さくなっており、大農もその割合が非常に小さい。古い土地所有の存在が、農民の発展を著しく妨げていたことは明らかである。

第4表 階層別農用地面積割合

	100 ha 以上	20~100 ha	5~20 ha	5 ha 以下	%
Kreis Strasburg	70.7	17.1	10.2	2.0	100
Land Mecklenburg	48.2	31.6	16.5	3.7	100
Deutsches Reich	19.9	33.1	34.7	12.3	100

2 農業労働者の状態

シュトラスブルク郡のエンカー農場と国有地で働いていた農業労働者の数は、一九三八年には第三表(2)のとおりである。それは常用労働者と季節雇ドイツ人労働者(たいていは農業労働者の妻)と外国人シュニッター Schmitter から成っていた。前二者は、以前の自由な自立農民の子孫であり、かれらは数百年の苦難にみちた過程で「追放」されたのであった。かれらの生活は一九四五年までは非常に苦しく、抑圧されたものであった。

時間賃銀四三ブフェニヒ

賃銀について特徴的なことは、貨幣賃銀が著しく低く、多様な種類の現物賃銀(Deputat)が多いことである。時間給は農繁期に一〇ブフェニヒで、農繁期以外には五ブフェニヒであり、労働時間はそれぞれ一〇〜一四時間と八〜九時間である。現物賃銀は年に五二ツェントナーの穀物、七五ツェントナーの馬鈴薯、三〇ツェントナーの石炭、五立方米の薪、家賃なしの住宅、一頭の牝牛と一頭の子牛のための飼料から成っていた。これを貨幣換算すると下表のとおりである。これ

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)(大数)

でみると、一時間当りの賃銀は四三ブフェニヒであり、そのうち、五〜一〇ブフェニヒが貨幣で支払われていたことになる。

常用労働者の賃銀 1930~1939年

時間給 5 Pf. で 1 日 8 時間労働	
160日分の賃銀 (5 Pf. × 8 × 160)	= 64 M
時間給 10 Pf. で 1 日 12 時間労働	
160日分の賃銀 (10 Pf. × 12 × 160)	= 192 M
52 Ztr. の穀物 (1 Ztr. 当り 10 M)	= 520 M
75 Ztr. の馬鈴薯 (1 Ztr. 当り 3 M)	= 225 M
30 Ztr. の石炭 (1 Ztr. 当り 1.50 M)	= 45 M
5 立方米の薪 (1 立方米当り 10 M)	= 50 M
住宅 (大低は住み心地のよくない部屋)	= 150 M
家畜の飼料	= 120 M
12カ月 (3200労働時間)	= 1366 M
1カ月	= 114 M
1時間	= 43 Pf.

このような現物賃銀を受取る農業労働者と並んで、いわゆる自由労働者 freier Arbeiter がいた。かれらは、たいていは通常三五ブフェニヒの時間給と食事と部屋をあたえられた。Schonhausen 騎士農場では、農繁期に Rothernhilf から自由労働者が来ていたが、かれらは毎日二マルクと食事

の給付を受け、近くの干草の中か、馬小屋に寝ていた。

女子は男子よりも悪い状態にあった。たとえば、Groß-

Luckow では女子労働者は一日に二〜二・五マルクの賃銀を受け取り、一週に二個のパンと、食事に必要なだけの馬鈴薯、一日に一リットルの脱脂乳、部屋と薪をあたえられた。これは、高く見積っても年間一、〇〇〇マルクに足らなかった。

女中 Diensträdchen は、月一〇マルクと食事と部屋をあたえられた。農繁期に働く農業労働者の妻は、時間給二五プフエニヒを受け取った。

農業労働者は、しばしば Hofgänger を提供する義務を負っていたが、それはたいがい農業労働者の成長した子女であった。Groß-Luckow の騎士農場では、かれらは一五プフエニヒの時間給と二モルゲンの農用地を受け取った。その場合には、父親は二頭目の牝牛を飼養することができた。

これらの例は、ユンカー支配の時代に、農業労働者の賃銀がいかに低かったかを示している。収穫の後に初めてあたえられる現物賃銀や住宅や農用地等によって、農業労働者はユンカー経営にしばりつけられた。その上に、現物賃銀は、ユンカーが生産物を販売費用なしに処分することができたので、

かれらの収益を高めた。

外国人シュニッター

ユンカーが引入れた多数の外国人シュニッターもまた、国内農業労働者の賃銀と生活関係に影響を及ぼした。季節労働者はいいていポーランドからやってきた。時にはイタリア人農業労働者もいた。多くの場合、一人か数人のシュニッター頭がかれらを組にして、三月に農場に来て、収穫後ふたたびそこを立ち去った。かれらの状態は常用労働者よりもっとひどかった。この点について述べると、

(a) 故郷ではかれらは、そこで支配的な農業制度の結果、働きのない相対的過剰人口の一部であった。

(b) 古いポーランドの地主制度の下での社会関係は、ユンカーのメクレンブルクにおけるよりも、もっと遅れていた。それはメクレンブルクの農場所有者に好都合であった。ポーランド人農業労働者は、農場の常用ドイツ人農業労働者よりも悪い支払いを受けた。シュニッターはほとんどただ出来高払いでのみ働いた。Bredenfelde からの報告によると、シュニッターは掘出した馬鈴薯一籠当り八プフエニヒを受け取った。Mildenitz では七〇ポンドの籠当り七プフエニヒ支払わ

れた。Fahrenholzの農場では〇・二五ヘクタールの甜菜の植付け、撫育、収穫に対して全部で三〇マルク支払われた。

多くの農場について出来高払いを時間賃銀に換算したものがあがる、それによると時間当り二三〇四〇ブフェニヒになっている。一般的には一〇時間労働であったが、主な収穫期には六時から二〇時(二時間の休憩)まで働いた。貨幣賃銀に、なお僅かの現物がつけ加わった。しかも、たいていは週当り二五ポンドの馬鈴薯、パン、ひき割り麦、二〜三リットルの脱脂乳であった。シュニッターは普通自分で炊事しなければならなかった。多くのものは、共同で一頭の豚か二〜三羽の鶏かあひるを飼っていた。

(c) 宿泊所も非常に悪かった。シュニッター長屋は、しばしば家畜小屋よりも悪かった。普通五〜二人が一室にいた。そこには少しばかりのしき藁と戸棚、腰掛と机があった。多数の家族が一緒に寝なければならぬこともあった。

(d) シュニッターは、僅かの例外を除いて労働組合に組織されてはいなかった。国内農業労働者と外国人農業労働者の一種の競争が、農場主には有利であった。この両グループの農業労働者はこの対立によって賃銀・生活関係をさらに圧

迫され、不利益を蒙った。

以上に述べた諸点は、一九四五年以前のシュトラスブルク郡の農業労働者の状態におけるいくらかの封建的特徴を示している。この封建的遺物は、農業の資本主義的発展のプロシヤ型の道の表現であり、それはメクレンブルクにおいてはとくに長期にわたり矛盾に満ちたものであった。それは、一九一八年まで異常に強力であったので、われわれは一月革命に至るまで、半封建的諸関係について語らなければならぬ。しかし、一九一八年以後も、一九四五年のヒトラー国家の崩壊までは、農業労働者の賃銀に労働関係におけるこの封建的残存物は、なお明らかに認められた。それについて以下の諸点を指摘しておく。

(a) 農業労働者の賃銀は異常に低かった。われわれは、それが現物賃銀を含めて一九三〇〜三九年になお、平均して時間当り四三ブフェニヒを越えなかったのを見た。この極めて低い賃銀水準に、なお、以前の農奴の隷属状態が反映している。封建的特質は、農業労働賃銀の約八〇%におよぶ高い現物割合にも認められる。

(b) 封建的諸関係の直接の残存物は、一八六四年四月二日の苦刑令であったが、それは一八六五年二月二〇日にメクレンブルク以外の新聞の鋭い抗議によって再び廃止された。しかし、一九一八年まで通用した奴婢条件や警察規則のような警察的強制もまた半封建的性格のものであった。一九一八年以後、こうした中世的規則は、なるほど形式的には廃止されたが、事実上なおあれこれの封建的遺物が現われた。まさに大農場所有者は手をふれられなかったのである。

(c) われわれが述べた外国人シュニッターの取扱いもまた、なお中世的支配隷属関係の特徴を帯びていた。同じことは、以前の Stathaler や Voigt が、あまり近代化されないまま、監督やシュニッター頭になったところの、労働組織にあてはまる。

(d) 使用された技術の低い発展段階もまた、封建制度における単純な労働手段と類比される。

(e) 最後に、封建制度の残存物は農業労働者の悪い住宅事情、かれらが資本主義的商品経済にあまり参加していないこと、学校、交通、保健、国家等々の遅れた諸関係に現われていた。

3 農民諸階層

各市町村に住んでいた農民の数はすでに述べたが、各階層毎の農民数と面積は次表のとおりである。これら農民諸階層

階 層 別	経営数	面 積	当 一経営 面積
大 農 (20~100 ha)	177	8,474 ha	49
中 農 (5~20 ha)	305	4,796	16
小 農 (1~5 ha)	126	574	5
合 計	608	13,844	23

に対して三五、一二五ヘクタールの大土地所有が対立していたのである。

大 農

第三表(1)によると、一九四五年に一市町村当り一〇人以上の大農がいるのは、Bandelow, Kublank, Lemmersdorf, Pasenow, Petersdorf, Strasburg, Trebenow, Woidesk の八市町村である。かれらが、ユンカー

の圧迫にもかかわらず、その経営をもちこたえることができたのは、主としてその経営基盤が強かったからである。

大土地所有者と大農との間には、一連の経済的・政治的利害の共通性があった。一九四五年までは、約五〇ヘクタール

の大農経営には、普通六人の常用賃労働者が働いていた。それに季節労働力とシュニッターが加わり、収穫期には五〇ヘクタールの経営で約一〇人の雇用労働者が働いていた。

大土地所有者と同様に、大農は市場生産を行なった。大農は普通、農場所有者よりも高い収穫をあげ、また集約的な畜産を営んでいた。五〇ヘクタールの平均経営には、通常八〜一〇頭の馬と一台の小型トラクターがあった。条播機や脱穀機等についても、大農は大土地所有者よりも比較的よく装備されていた。

社会的・政治的見地からすると、搾取者としての大農はユニカーの資本主義的土地所有者に近かったし、その一部はそれを努力目標にさえしていた。他方では、大農は歴史的経験によって大土地所有者から自立化しようとしており、それはいは一九四五年以前の二五年に、集約経営によって成功してもいた。

中農

中農の平均的所有は一五ヘクタールであった。雇用労働力は、収穫期であってさえほとんど使用されなかった。一般に中農は家族経営を目標とし、市場生産は少ない。社会的・政

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)

治的には、シュトラスブルク郡の中農は農業労働者と大土地所有者―大農の中間に立っていた。かれらの多数が大土地所有者と大農の競争に対して自己を維持することができたのは、中農の勤勉と農業知識のためである。中農の労働日はしばしば農業労働者やシュニッターと同じように長かった。第三表(2)からわかるように、一〇人以上の中農がいたのは、Bandow, Hildebrandshagen, Lemmersdorf, Mlow, Neetzka, Ratze, Schönbeck, Trebenow, Voigtsdorf の九市町村である。中農はしばしば共同で機械、とくに脱穀機を所有していた(たとえ、Bandow, Schönbeck, Lünnenhagen, Ratze)。かれらは、それによってユニカーや大農に対して一定の自立性を獲得したが、Kublank, Pasenow からは、中農が大農の脱穀機に依存していたので、大農の下で雇役をしなければならなかったと報告されている。

勤労個人農としては、中農は指導的な労働者階級の側に属する。労働者階級との同盟だけが、中農に現実的展望を与えることができる。シュトラスブルク郡での研究は、一九四五年以前も現在も、古い中農の一部はこの認識を不十分にしか持っていなかったということを知らせてくれる。しばしば、

所有者の本能と「上向」しようとするあやまって理解された努力とが、階級の現実にたいする洞察よりも強力である。正しい説得と現実の生産的援助によって、こうした中農をも労働者階級の同盟者として獲得しなければならない。

小農

第三表(1)からもわかるように、シュトラスブルク郡には、一九四五年以前には、小農層は数の上でも経済的にも非常に弱体であった。多くの場合、かれらは手工業と並んで二〜三モルゲンの土地を経営していた指物師、仕立屋、靴屋等々であった。ごく僅かの場合かれらは貧しい農民の典型的代表であった。それもまた歴史的には、小農民である *Büder* や *Häusler* を定住させるために小地片を少しも提供しようとしなかった騎士階級の態度に根ざしている。*Büder* を定住させようとする領邦君主の試みはもともと弱かったが、シュトラスブルク郡ではほとんど認められなかった。こうして、一九四五年以前にはシュトラスブルク郡に小農層がほとんど完く欠けており、このことは労働者階級の同盟政策にとって重要であった。

三 民主的土地改革と農業の社会主義化

1 民主的土地改革による農業構造の変化

土地改革法

大土地所有者の土地の没収については、すでにKPDは一九四五年六月一日のスピールでつぎのように述べている。

「7、大土地所有の除去、ユンカー、伯爵、侯爵の大農場の清算とすべての土地ならびに家畜、資産を地方または州の行政機関に引き渡し、戦争によって破滅し無一物になった農民に分配すること。この措置が大農の土地所有と経営とはけっして触れないことは明白である。」と。

九月三日にはザクセン州で民主的土地改革に関する最初の法令が出されたが、続いて九月五日にはメクレンブルク州、オアポムメルン州で、九月六日にはブランデンブルク州で類似の法令が出た。その内容は次のとおりである。

メクレンブルクリフオアポムメルン州

における土地改革に関する法令

土地の正当な配分と、ドイツにおけるユンカー、封建領主、君主、土地所有者の大土地所有の一掃とにたいする勤労農民の要求にこたえ、土地のない農民と土地の乏しい農民ならびに他の地域から移住してきたドイツ農民にも土地を割り当てるため、メクレンブルク・ポモメルン州行政機関は以下の法令を發布する。

第一条

1、民主的土地改革は緊急を要する国民的、経済的および社会的必要事である。それは、封建的、ユンカー的ならびに大規模土地所有の一掃を保証し、ユンカーと大土地所有者の支配を終らせなければならない。というのは、この支配が常にわが国における反動とファシズムの保塁であり、他の諸国民に向けられた攻撃と侵略戦争の主要な源泉であったのであるから。土地改革は、領主地を農民の手に引渡すという、土地のない農民や土地の乏しい農民の数世紀にわたる夢を実現しなければならぬ。それゆえ、土地改革はわが国の民主的変革とその経済的再生の最も重要な要素の一つである。

土地所有は、わが故国ドイツでは、強固で、生産的な農民経営にもとづかなければならず、それはその保有者の私的所

有である。

2、土地改革の目的は、

- (a) すでに存在する五ヘクタール以下の農場の耕地を拡大すること。
- (b) 新しい自立的農場を創出すること。
- (c) ヒトラーの強盜的な戦争政策の結果、家屋敷を失った移住民と難民に土地を割り当てること。
- (d) 労働者、従業員、手工業者、その他の勤労者に、肉製品、牛乳製品、野菜を供給し、小土地片を小園地用に引き渡すために公的機関の手になければならない経営をつくること。
- (e) 農業学校の科学的研究や実験の目的のために、および州のその他の課題のために、古い経営や土地を維持し、新しいものを建設すること。

第二条

- 1、この目的の実現のために、本条第2、第3、第4項にあげられている土地所有から土地ファンドがつくられる。
- 2、以下の土地所有は、その上にあるすべての建物、家畜、資産、その他の農業財産とともに、経営規模にかかわらず、全部没収される。

(a) 戦争犯罪人と戦争責任者の土地及びその他の農業財産。
(b) 以前のナチ党とそのすべての関連組織、ナチ指導者とナチ党およびその組織の積極的弁護者、並びにヒトラー国家の指導者——その中にはナチ支配下のドイツにおける帝国政府と帝国議会のすべてのメンバーを含む——の土地所有およびその他の農業財産。

3、さらに、一〇〇ヘクタール以上の土地をもつユンカー、封建領主、大土地所有者の土地は、その上にあるすべての建物、家畜、資産、その他の農業財産とともに没収される。

4、国家に属する土地所有は、それが本条第5項にあげられた目的に使用されない限り、同様に土地改革の土地フォンドに入れられる。

5、以下の土地および農業財産は分配されない。

- (a) 農業研究所、実験所、教育機関の土地。
- (b) 都市の自治行政機関に属し、都市住民の需要を満たす農産物の生産に使われる土地。
- (c) 共有地と協同組合や学校の土地所有。
- (d) 修道院、教会施設、教会、教区の土地所有。

第三条

1、土地の没収に関する第二条の規定の適用に際して、以下のものは同一経営と見なされる。
(a) 同一所有者に属するが、ドイツの様々な地域に存在する土地。

(b) 夫と妻の土地所有。

(c) 両親と未成年の子供の土地所有。

(d) 共有者の土地所有。

法律上および事実上、その所有を一九四五年五月十日以後に配分した経営は一つの経営と見なさるべきである。

2、第二条の規定の適用に際して、「土地面積」の概念に含まれるのは、農場家屋、領主家屋、あるいは農場またはその所有者に所属するものとしての館や建物を含んだ全土地所有、森林、牧草地、放牧地、園地、湖、沼等である。

第四条

1、土地改革の準備と実施の指導は、郡と市町村の行政機関の手中にあり、メクレンブルク・ポモメルン州行政機関の指示によって行なわれる。

2、土地改革の直接の実施のためには、一九四五年九月一五日までに以下の機関がつくられねばならない。

(a) 市町村には土地改革実施市町村委員会。それは、農業労働者、土地のない農民、五ヘクタール以下の自分の土地をもつ土地の乏しい農民、市町村に定住した移住民の総会によって選ばれる五〜七人から成っている。

委員会はその中から議長を選出する。委員会の構成は郡行政機関で承認されなければならない。

(b) 郡には土地改革実施郡委員会。それは郡長またはその代理人を議長とする五名から構成される。郡委員会の人的構成は州行政機関によって承認されねばならない。

(注) (a)、(b)にあげられた委員会には以前のナチ党员、またはナチ党の組織で積極的に活動していた人物は入るのを許されない。

3、州行政機関には、七人から成る土地改革実施州委員会が形成される。委員会の議長には副長官ヴァルンケが任命される。

4、土地改革の準備とその実際の実施は、土地を手に入れた農民が、なお一九四五年の秋耕を適時に遂行できるように、一九四五年九月から一〇月の時期に行なわれなければならない。

5、土地改革実施市町村委員会と郡委員会は、一九四五年

九月二五日までに、本法令の第二条によって土地ファンドに引渡される土地所有と農業財産の財産目録を作成しなければならない。

6、土地改革実施市町村委員会は、同様に一九四五年九月二五日までに、その市町村にある五ヘクタール以下の経営の正確なリストを作成する。そしてその場合、おのおのの土地で働いている家族員数、家畜と資産を記入する。同じ期間に土地改革実施市町村委員会と郡委員会は、その地区に住んでいる農業労働者、小借地人、土地のない農民、難民と移住民を記載したリストを作成しなければならない。

7、州行政機関は郡行政機関を通じて、一九四五年一〇月一日までに市町村にたいして、どの土地が第二条第五項によって分配されるべきでないかを通知する。

8、土地の分配は、当該市町村の、土地のない農民と土地の乏しい農民の集会において、第四条第二項(a)にあげられた土地改革実施市町村委員会の提案にもとづいて行なわれる。土地分配に関する農民の決定は、郡委員会によるその承認の後には有効となる。郡委員会の決定にたいする申告は、交付の日から二週間以内に州委員会に申し入れなければならない。

9、新設農民の面積と土地の乏しい農民に追加的にあたえられる土地の面積は、郡内で処分できる土地の量と土地を手に入れなければならない人数によってきめられる。一般には、土地改革にもとづいて土地を割り当てられる経営の土地面積は五ヘクタールをこえるべきではない。悪い土地の場合には一の最高は八ヘクタールまで、非常に悪い土地の場合には一〇ヘクタールにまで高めることができる。五ヘクタールの規準を越えるのは、土地改革実施郡委員会によって承認されねばならない。土地分配に際しては、その他の条件が同一の場合には、子供の多い家族が優先権をもっている。

10、この法令の第二条によって没収された全森林は、州行政機関の所有に移る。そのうち一〇万ヘクタールは分配され、うち七万ヘクタールはこの土地改革によって土地を手に入れた農民の所有となり、三万ヘクタールは市町村の所有に移る。残余の没収された森林は分配されない。

11、池や小さな湖は、郡行政機関から市町村の利用に委ねることができる。

12、この法令の第二条によって没収された大農場にあったトラクター、脱穀機、コンバイン、機関車、刈取機その他の

農業機械は、農業機械貸付所の組織化のためにつくられる農民互助委員会に引渡されなければならない。貸付所はなによりもまず、土地改革によって土地を手に入れた農民経営に役立つであろう。簡単な農具や役畜は、一部は個人的所有として、貧しい農民経営に引渡すことができる。

13、没収された大農場の農産物加工のための経営(澱粉加工所、酪農場、製粉所、火酒醸造所、碾割製造所……等)は、農民互助委員会が自治行政機関の利用に移される。

14、土地改革の実施の際、土地の一部は、模範経営の創設やその他の重要な目的のためにとっておかれる。この土地は州行政機関によって決められる。

第五条

土地改革にもとづいて分配された土地にたいして、その経営は一年分の収穫の価値に相当する額(すなわち、一ヘクタール当り一、〇〇〇〜一、五〇〇キログラムのライ麦の価値を、土質と一九四五年の供出価格にしたがって支払わなければならない。土地改革にもとづいて森林を受取った農民が支払わなければならない林地の価格は、郡委員会によって、農民経営における林地の利用の場所条件に応じて決められる。この価格

は上述の耕地価格の五〇%以下の額であつてはならない。この問題にたいする施行細則は土地改革のための州委員会によつて作られる。農民は貨幣または現物で支払う。しかも、最初の一〇%の額の分割払いは一九四五年末までに、残額は等分して貨幣または現物分割払いで支払われる。土地の乏しい農民は一〇年賦で。土地のない農民や移住民は二〇年賦で。土地のない農民、小借地人、農業労働者、移住民は土地改革のための郡委員会によつて、最初の割賦支払いにたいして三年までの支払猶予を得ることができぬ。

第六条

1、この法令にもとづいて創設された経営は、全部的にも部分的にも売却したり、貸付けたり、分割したり、または抵当に入れることはできない。特別の例外として、経営の分割またはその貸付が州行政機関の決定によつて許可される。

2、土地を割り当てられた経営は、古い負債を償却された土地を受け取る。一九四五年の供出義務は、その土地の收穫を得たものが行なう。

第七条

1、土地改革の実施と結びついたすべての技術的問題と、

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)(大敷)

一〇五 (一〇五)

必要な文書の法律形態の規則は特別施行細則に記載される。

2、この法令は法律の効力をもち、その公表の日と同時に効力を発する。

シュヴェーリン、一九四五年九月五日

メクレンブルクリッポアボムメルン州行政機関

長官 ヘッカー

副長官 ヴァルンケ、ヘラー、グリュンベルク

シュトラスブルク郡の民主的土地改革は、この法律にもとづいて実施された。その具体的実施の過程を次にみることにしよう。

社会経済構造の革命的变化

シュトラスブルク郡の市町村にも一九四五年九月に土地改革委員会 *Bodenreformkommission* がつくられた。それは土地改革法によつて、土地改革遂行のためのあらゆる施策を行うものであった。この委員会では農業労働者の代表が最も多かった。それに移住民と小農民が加つた。いくつかの村では、シュトラスブルクとウォルデックの工業小経営の労働者がこれを助けた。レーベルクの委員会は六人の農業労働者から成つていたが、そのうち二人は共産党員であった。ウォルデック

第5表 土地改革委員会の構成

	KPD	SPD	ブルジョア 労働者 無党派	合 計	農業者 労働者	小借地 人	移住民	その他	
Brandenburg	2,111	1,183	87	6,466	9,847	3,712	3,487	1,458	1,190
Mecklenburg	2,652	2,362	129	6,131	11,274	6,410	1,299	2,703	862

クの土地改革委員会は二人の共産主義者と二人の無党派のものから成っていた。土地改革委員会の約半数ではKPDとSPDの党員が直接に協力していたが、その他の委員会は無党派のものだから成っていた。シュトラスブルク郡の土地改革委員会の構成を正確に報告することはできないが、ブランデンブルクとメクレンブルクの土地改革委員会の構成を示した第五表から大体推測することができる。

シュトラスブルクの土地改革委員会では、労働者政党の割合がいくらか小さく、それだけ無党派のもの割合が多く、また農業労働者の割合がいくらか多かったと思われる。

土地改革委員会は、没収すべき土地所有とその他の土地所有とを確定する仕事を始めた。ついで新設農民と規模

を拡大する小経営の数が確定された。委員会は測量器でもって、粗測量を実施し、一人ひとりの新設農民のために土地に抗打ちをした。こうして境界をつけられた土地は公の集会で抽せんされた。人数の少ない家族には小さい面積の、人数の多い家族には二〜三ヘクタール大きい面積のくじが与えられた。建物、家畜、資産、小機械もくじで分配された。新しい所有者は、集会で所有者名と所有地面積が記入された土地証書を手渡された。帰郷することがわかっているもののためには、親類のものがくじを引いた。あとからきた移住民や以前の戦争捕虜は、一九四九年までに土地改革フォンドから土地を受け取った。一九五〇年になってはじめて、シュトラスブルク郡の土地分配は最終的に完了した。この時期に精密測量が始まり、それによって、正確な面積を記入した土地台帳の補完がなされた。

土地改革法が現実的で明確であったからといって、この大きな農村の変革が何のまさつもなく、すんなりと進化したと想像することは許されない。たいていの大農場所有者は、そのとりまきと一緒に、すでに一九四五年の春、ソビエト軍がやってきた時に、のちの西側諸国の占領地域に逃げていた。

しかし、なお、あちこちにニンカーの代理人が残存していて、混乱をひき起し、「一旦卵がまもなく帰ってくる」といっておどかさえた。移住民の中にも最初は、目をオーデル・ナイセの向う側に向け、ヒトラーの侵略戦争がもたらした深刻な結果をみようとしないう人々が少なからずいた。また、農業労働者の中には、子供の頃からたたき込まれた下僕根性を克服できず、自由な市民として自からの権利とその強い力を認識することができない人々さえいた。当時の活動家は次のように報告している。「農業労働者の約四分の一は、最初は非常に用心深かった。かれらは、土地分配が一体意味があるのか？ その土地が再びかれらからとり去られるのではないか？ とたずねた。また、自分で経営を引受けねばならぬ個人的責任を恐れて、われわれはそれをやるだろうか？ どこから家畜や肥料等々を手に入れたらいいのか？ 供出義務を遂行できるだろうか？ と問うていた。」と。

しかし、農業労働者の大部分と多数の移住民たちは、民主的土地改革の中に、かれらが痛苦をもって体験したドイツの過去からの、政治的・経済的に必然的な帰結をみていた。また疑問を解くために数百の集会や話し合いが持たれた。

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一) (大藪)

土地改革の遂行に反対するニンカーとこのとりまきの公然たる反抗は、当時、シュトラスブルク郡では認められなかったということである。

民主的土地改革によって行なわれたこの大きな変革は、第三表(3)からうかがうことができる。

(a) 民主的土地改革はニンカーと大土地所有者の支配を除き、その代りに労働者と勤労農民の支配が生れた。これは、それによってドイツ軍国主義の根幹が除去され平和で民主的な発展の道が開かれたところの徹底的な民主的過程であった。

(b) 戦争終了後、第一に問題であったのは、できるだけ早く生活力のある農民的小経営を創出することであった。なるほど農業の大経営は小経営よりも合理的な経営を可能にするが、しかしそれは、近代的農業技術、多数の家畜、十分な専門家、一流の種実、肥料等々が使用できる場合にのみそうである。これらすべては、戦争終了時にはほとんど完全に欠除していた。その上に、農業労働者や土地の乏しい農民の、自分の土地を求める数世代にわたっていだきつづけてきた願望を満たすことが必要であった。協同組合的経営という考えは、当時は農業労働者や土地の乏しい農民や移住民の下には、な

おほとんど入る余地がなかった。だから當時の事情の下では、大土地所有の分割が、国民栄養確保の基本前提として、農耕と畜産における収穫を増大させるために、新設農民の意欲を増進される唯一可能で正しい方法であった。

(c) 土地ファンドには全部で三五、八五二ヘクタールの農用地が引渡された。それは下表右のような構成であった。

(d) 民主的土地改革によって形成された土地ファンドは下表左のように分配さ

1) 100 ha 以上の大土地所有者の所有地の無償没収	26,870 ha
戦争犯罪人とナチ活動家の所有地の無償没収	1,006 ha
小 計	27,876 ha
2) 国有地の移管	7,466 ha
都市有の大所有地の移管	486 ha
植民会社の残余地の移管	24 ha
小 計	7,976 ha
総 計	35,852 ha

1) 3,153人の新設農民*への分配	28,999 ha
2) 56人の現存小農経営の拡大と手工業者用分割地の形成	168 ha
3) 残余地と人民所有農場の形成	6,685 ha
合 計	35,852 ha

* 新設農民の構成
 1) 農業労働者 4/7=1,802人
 2) 移 住 民 3/7=1,351人
 合 計 3,153人

(郡内の全農用地の72.2%)

れた。

(e) 新設農民の平均規模は九・二ヘクタールである。それによって中農経営成立の前提が作られた。土地の良否や土地を求める人の多少によって、村毎に多少の差が生まれた。全体として、平均九・二ヘクタールというのは、一九四五年九月五日の土地改革法で予想された五ヘクタールの面積を著しく越えていた。この限度を越えた主な理由は、土地を求める人がそれ以上いなかったからである。

(f) ユンカー農場に属した約三、七〇〇ヘクタールの森林も没収された。そのうち三〇六ヘクタールは国有林に、二〇

国有林	2,666 ha
市町村有林	1,308 ha
人民所有農場	808 ha
農民有林	2,678 ha
合 計	7,460 ha

八ヘクタールは市町村有林に、八〇八ヘクタールは人民所有農場に割り当てられ、二、三七八ヘクタールは新設農民に分配された。民主的土地改革の遂行の後、一九五〇年一月一日には郡内の全森林面積は上表のように配分されていた。

また騎士農場に属していた三〇〇ヘクタールの池沼も没収され分配された。その結果、一九五〇年一月一日には次頁の

表のような所有状況にあった。

(f) 没収された建物、資産、家畜の大部分もまた分配された。大農場にあった比較的少数の大機械は農民互助委員会によってつくられた機械置場が引き継いだ。

二・三の大農場からは、民主的土地

市	301 ha
町	47 ha
村	112 ha
人民所有農場	
農	
民	
合計	460 ha

改革の時期には、家畜はほとんどいなかったか、または全く

いなかったと報告されている。それは、戦争の最後の日々に屠殺されたからであり、またユンカーが家畜を駆逐したからである。こうして、たとえば Ballin, Blumenhagen, Cöhren,

Mildernitz, Schleprow, Trebenow では、新設農民は最初は一頭の家畜も割り当てられなかった。しかし、他の市町村では新設農民は、土地の割り当てと同時に、たいいてい一頭の馬、一頭の牛、一頭の牝豚、ならびに建物と資産を受け取った。

こうして Alh-Kabelich では新設農民 F・ボルガストは、一軒の家、一頭の牡牛、荷車、犁を受け取り、H・シュエーマッハーは一軒の家と畜舎、一頭の馬と荷車を受け取った。また Hirschhagen では、新設農民メーシテは一軒の建物、一頭

づつの馬と牝牛を受けとり、ベンチンは一軒の建物と一頭の馬を受け取った。

住宅の分配の場合には、普通家族数が基準になったが、家畜や資産の場合にはたいいていくじで決定した。

第三表(4)と(1)とを比較すると、民主的土地改革によって、次のような農業の社会経済構造的変化が起ったことがわかる。

(a) 五〇二〇ヘクタールの農用地を経営する農民が村の大多数の農民層に増大した。一九四五年一月一日には五〇二〇ヘクタール層の三〇五人の農民が四、七九六ヘクタールの農用地を持っていたが、一九五〇年一月一日にはこの階層の三、四七二人の農民が三三、八三八ヘクタールの農用地を持っていた。とくに目立つのは、一九四五年以前には一人も農民がいなかった一九の市町村と、五人以下の農民しか残っていなかった一二の市町村に、ほとんど例外なく多数の新設農民が創設され、それによって農民村落が再建されたことである。

(b) 一〇五ヘクタール層の小農の数は一二六から一五五に、

僅かばかり増加した。それは、たいてい農業を副業にしている手工業者や旅館の主人などである。この表には一ヘクタール以下の最小の分割地は含まれていない。

(c) 大農経営は一七七から一六六に減少した。これはナチ活動家や戦争犯罪人の没収によるものである。

(d) 今日の人所有農場V E Gの土地は、没収後二三年はソビエト軍の給養のために使われた。しかし、それらはずべて、一九五〇年までに民

主的国家机关に移された。土地改革の際、たいていは土地を求める人の不足のため分配されなかった残余地は、のちの地区農業経営O L Bの端緒をなした。

(e) 民主的土地改革前後のシュトラスブルク郡の農業の社会経済構造を対比すると第六表のとおりである。

第6表 民主的土地改革による農業構造の変化

	1945年1月1日		1950年1月1日	
	ha	%	ha	%
有と農場	35,125	70.7	—	—
土地所有農地	—	—	6,685	13.5
大残余地	8,474	17.1	7,513	15.1
中農	4,796	9.7	33,838	68.1
小農	574	1.1	654	1.3
その他の所有者	706	1.4	985	2.0
合計	49,675	100.0	49,675	100.0

昨日までの「旦那」つまり、von Schwerin, von Arnim, von Bodenhausen, von Stülpnagel, von Holzendorf等の代りに、土地改革によって、指導的な労働者階級と緊密に同盟した勤労農民が、シュトラスブルク郡の村々の新しい主人公になった。

土地改革の強化

民主的土地改革の遂行と同時に、その強化のための最初の施策がなされた。新しい農民経営の土地が測量され、新しい所有者が土地台帳に記入され、大土地所有が記録されていた古い土地台帳が破棄された。

この重要な法律的施策と並んで、直ちに最初の経済的施策もなされた。新設農民は家畜を最も必要としていた。中部ドイツの農民達が最初の重要な援助をあたえた。たとえば、一九四五年の秋、ホルデック行政区に属する三二の村に、チューリンゲンから六〇頭の山羊と子羊が到着した。これがはじめて、一九四六年春までに約五〇〇頭の牛と二〇〇頭の馬がホルデック地区に到着した。メクレンブルクとブランデンブルクの内部でも家畜数の平均化が行なわれた。一九四六年末には新設農民の約七五%が一頭の牛を、九五%が一頭の豚を

持ち、畜産の発展のための第一歩が始まった。他の重要な問題は新設農民のために住宅と畜舎を作ることであった。戦争直後の困難な事情の下で、民主国家の大規模な支援によって農村の建築計画が実施され、八三二戸の新住宅（全新設農民の二六・三％）と八八三戸の新畜舎（同二八・〇％）が建てられた。これは、たとえばワイマール共和国の一五年間に建てられた植民用建物の一〇倍以上であった。そのためには、一九四五年と五二年の間に約九〇〇万DMの資金を郡の民主的行政機関が利用することができた。そのうち一九五〇年には約三〇〇万DMが免除され、また新設農民と移住民にたいする国家の補助金で返還できないもの、一九四六―五〇年の建築物の未払分を清算するために国家財政から約一〇〇万DMが支払われた。

農民の相互援助

民主的土地改革の結果を強化するためには、国家による法的・経済的施策だけではなく、農民相互の経済的援助組織をつくる必要であった。

シュトラスブルク郡の村々では、最初の農民互助委員会が、一九四六年春、土地改革委員会から出現した。それは、没収

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)

(大敷) 一一一 (一一一)

された大農場所有者のトラクターやその他の機械を引き継ぎ、こうして勤労農民の最初の共同組織をつくった。まもなく、多数の村々からトラクターその他の機械を集めて、多くの村のために一つの農民互助組合機械置場をつくるのが合理的であることが明らかとなった。こうしてたとえば一九四八年に VdgB-Maschinenhof Ulrichshof が、Ulrichshof, Netzka, Pasenow, Help, Lindow, Colm, Badresch, Groß-Daberkow, Kreckow, Schönhausen の村々のためにつくられた。その従業員は鍛冶屋、錠前屋等の専門職人と各村から機械についできたトラクター運転手から成っていた。当時この地域で使用できた機械は九台のトラクター、二台のカタピラー式トラクター、一一台の脱穀機、一三台の禾束機と若干の付属用具であった。農繁期には、これに若干の私有トラクター、たとえばクブランク村の大農のそれが加わった。

VdgB-Maschinenhof は、新設農民に最初の技術的援助を与えた。しかし、それはまだかなり制限されていた。というのは、比較的少数のトラクターや機械はほとんど全く古びていて、作業能率が悪かっただけでなく、補充部品の供給もし

ばしば不可能であったからである。一九四九年に国立の機械貸与ステーション Maschinen-Anleihe-Station が設置された。それはV d g Bから、なお使用可能なトラクターと機械を引き継いたが、主としてはソ連とドイツ自身で生産された近代的農業機械を入手した。V d g B-Maschinenhof が第一義的には農民自身の互助形態であったとすれば、M A Sは労働者階級がその同盟者である勤労農民階級に与えた生産的援助のあらわれであった。M A Sは機械トラクターステーション M T Sの前段階であった。

シュトラスブルク郡のV d g Bは数的にかなり急速に増加した。それは全個人農経営の九八%を含んでいた。一九五六年末にはそれは六六の地区組織で三、三七五人の構成員を数えた。その構成は次表のようになっている。

土地なし	17.3%
1 ha まで	1.2%
1~ 5 ha	6.8%
5~10 ha	57.1%
10~20 ha	14.9%
20~50 ha	2.5%
50 ha~	0.2%
合計	100.0%

LPG の構成員	6.6%
個人農	74.7%
園地所有者	0.6%
一緒に働く家族員	8.0%
その他の成員	10.1%
合計	100.0%

農民経営に一定の農業用品、とくに肥料を供給することも、V d g Bの仕事である。郡は一八の区域に分けられ、その各々に一つの農民商業協同組合 Bäuerliche Handelsgenossenschaft が存在してこの仕事を行なった。これはまた貯蓄・貸付機関として重要な役割を果たした。

V d g Bは、この他にシュトラスブルク郡で四つの酪農経営を営んでいた。Bandelow, Strassburg, Ulrichshof-Oertzenhof, Woldegk において。それは、以前のライプハイゼン協同組合に属する経営であった。一九四五年以前には、ユンカーが理事会や監査役会を支配していたが、ヒトラー体制の崩壊後理事会と監査役会が新しくつくりられ、そこでは勤労個人農が多数を占めた。それにV d g Bと国家機関の代表が加わった。一九五二年に四つの酪農場が全部V d g Bに移管された。それ以後好調に発展した。

協同耕作組合	16.2%
” 收穫 ”	16.2
” 開墾 ”	19.7
” 脱穀 ”	10.5
” 供出 ”	10.5
” 穀種 ”	4.0

V d g Bのいま一つの課題は、あらゆる種類の農民の協同労働組織の形成を援助することである。一九五六年には、個人農経営総数に対する協同労働組織の割合は上表のとおりである。

協同林業には、関係する経営のほとんど一〇〇%が参加していたが、他の協同労働組織への参加はまだ非常に不十分である。

これらの多様な協同労働組織は、個人農経営にたいする相互援助の重要な形態である。とくに、それは個人農の労働を容易にし、労働ピークの問題を解決し、適期の耕作、収穫、供出を援け、トラクターと農業機械のよりよく、効率的な配置を可能にし、個人農をして、社会的労働のより高い組織形態を認識せしめる。しかし、それは最高の協同組合形態であるLPGにますます移行させなければならない。

一九五六年には、シュトラスブルク郡に、約三五〇の経営を包括する八三の恒常的協同労働組織がつくられた。その一部は、そのMTSと一括労働契約を結んだ。

VdGBの現在の主要な課題は、勤労農民にLPGの必要性と優越性を納得させ、新しいLPGの形成や現存のLPGへの参加のために、かれらを獲得することにある。第1型のLPGの建設は特別の意義をもっている。この形態は個人農が社会主義的大経営へ進むのを容易にする。それは農耕での協同組合的労働に集中し、家畜は依然として個別的に保有さ

れ、利用されるものである。

農業生産の発展

家畜頭数の増加は、国民の食糧を確保し、さらに改善するための最も重要な前提である。それはまた、製靴工業や皮革工業など若干の消費財生産部門の原料でもある。

シュトラスブルク郡における家畜頭数の増加は第七表のと

第7表 シュトラスブルク郡の家畜頭数の増加

	牛		豚		羊	
	総数	うち乳牛	総数	うち母豚	総数	うち母羊
1946	2,000	960	4,600	600	400	27
1952	22,458	10,886	72,530	6,128	11,115	4,582
1956	21,621	12,547	58,839	4,614	14,847	6,758
100 ha 当り家畜頭数						
1946	4.8	2.3	11.0	1.4	1.0	0.06
1952	44.8	21.7	144.8	12.2	22.2	9.1
1956	42.9	24.9	116.8	9.1	29.5	13.4

おりである。

それは敗戦時には著しく減少していたが、最近は目ざましく回復してきている。この発展には新設農民経営の寄与するところも大きかった。

一〇〇ヘクタール当り家畜頭数は、羊の頭数と以前の若干のトップクラスの農

場を別にすれば、ユンカー時代のそれを越えている。シュトラスブルク郡のユンカー的の資本主義的大土地所有は、一般に集約的畜産を持たず、もっぱら穀作を目ざしていた。次に二、三の村の例をあげておこう。

Mildenitz			
	1938	1945	1956
馬	62	3	102
牛	250	7	434
豚	140	7	264
羊	200	15	1,128
乳牛	350	—	220

Güterberg			
	1938	1945	1956
馬	60	2	83
牛	200	5	292
豚	600	1	860
羊	1,100	—	136
家禽	30	2	9
山家	2,000	25	2,496
蜜	30	—	12
兎	150	45	14

ただ、問題なのは、第七表からもわかるように、最近家畜頭数が増加していないばかりか減少しているのもみられることである。

植物生産の面でもヘクタール当り収量を系統的に高めることは重要である。今日の農民はM.T.S、肥料の供給、政府の価格政策等によって、一九四五年以前の農民よりも高い収穫をあげる可能性を持っている。シュトラスブルク郡の私的セ

第8表 シュトラスブルク郡の私的農業セクターの収量

種 類	ha 当り dz			
	1953	1954	1955	1956
冬小麦	28	28	30	24
ライ麦	21	24	26	22
冬小麦	26	25	30	24
夏小麦	24	26	26	22
夏小麦	26	25	27	25
燕麥	28	24.1	28	25.5
食用豆類	15	15	14	15
飼料用豆類	13	15	14	13.6
菜	250	310	274	227
甜馬鈴薯	146	222	140	184
うち早出馬鈴薯	120	125	120	125
飼料用カブ	289	423	397	315
飼料作物	64.8	65	64	50

クターのヘクタール当り収量は第八表のとおりである。

現在、平均収量は一九三九年以前の農民経営のそれを上廻っている。ただ、以前のユンカー経営で、肥料を豊富に使い、近代的知识を利用して経営されていた僅かの場合の高い収量には今日まだ到達していない。

ヘクタール当り収量を高めることは、一九五六年から始まる第二次五カ年計画における全農民の主要な課題である。そ

これは切符制度の残存をなくすための不可欠の前提である。その場合、M.T.S.の労働を改善し、高めることが決定的な役割を果す。

調達買上の問題

敗戦による食糧不足の中で、国民に最も必要な動植物生産物を供給するためには、市場関係を計画化することが必要であった。すでに一九四六年に、作付計画が植物生産物の義務供出量査定的基础とされた。たとえば、四ヘクタールの穀物を栽培し、その経営の供出規準がヘクタール当り一二ドッベルツェントナーであるとすれば、四八ドッベルツェントナーの穀物が供出されなければならなかった。それ以上の収穫は個人的需要とその経営のために処分できた。畜産物の査定には、一九四九年までは保有家畜数が基礎にされた、一九四九年三月一九日のドイツ経済委員会の決定にもとづいて、肉、牛乳、卵の義務供出は、その経営に現存する家畜頭数によつてきめられるのではなくて、農用地（耕地、園地、菜園、牧草地、放牧地）のヘクタール当りできめられた。この規定は、その家畜頭数を増加しようとする農民経営に有利であり、それまで畜産の拡大にあまり興味を持たなかつた経営に不利であつた。

東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化（一）（大藪）

この新規定の目的は、あまり家畜頭数の多くない農民経済を激励してそれを拡大させることにあつた。当時すでに、よりよく肥育された家畜には高く支払うことによつて、質の問題に考慮が払われていた。さきに述べた規定は、供出義務の少ない経営には協同供出組合をつくらせたり、代替供出を認めたりして、供出を促進した。たとえば、肉の代りに牛乳、卵、菜種を供出することができたが、豚肉はそれから除外されていた。その効果は比較的急速にあらわれた。そして動植物生産は戦前の水準以上に達した。しかし一九四五年以来の農業計画においていくつかの誤りもなされた。国家機関はまだ経験に乏しかつたので、経済問題と労農同盟の強化という政治目的とがつねに正しく理解され、認識されたいへなかつた。もちろん、国民食糧を確保し工業原料の需要を満たすためには、計画における一定の集中化が必要であつた。この計画はD.D.R.の種々の地域における自然的・経済的条件を基礎におく。まさにそれゆゑに、それは機械的であることは許されず、農民の経験をも十分考慮しなければならない。こうした点もあつて、一九五七年一月一日以降、穀物と馬鈴薯の作付計画は廃止された。

現在、DDRにおける農業の社会主義的セクターは農用地面積の約三〇%であり、私的セクターは約七〇%である。個人農経営の生産は直接に計画することはできない。直接的計画は、小商品生産者としての勤労個人農の性格と資本主義的農業経営の性格に矛盾するであろう。個人農は生産手段、原料、生産物を自由に処理する。大農はより大きな規模で、中・小農民はより小さな規模で。すべての個人農に共通なのは、かれらが自己の計算で生産を行ない、そのうちから、大なり小なりの部分を市場にもたらすということである。農業計画は、生産の増加のために、それにふさわしい手段で個人農のイニシアティブを発揮させることで、この要素を考慮しなければならない。

農業計画の発展における重要な一步は、SEDの第一回大会の決定が、国立調達所の建設を提起したことである。これによって農民は商業活動を投機に利用した大商人から保護された。それまでは穀物商人が買付を行なっていたのに、この仕事をいまや国立調達所が引受けた。

特別の国家机关による農産物の調達買上は民主的土地改革の必然的結果であった。それは都市と農村の間の新しい市場

関係を形成する前提であった。家畜商、穀物商による勤労農民の搾取が完全に排除された。しかし、それを農民の眞の相談役や友人にするためには最初から国有調達買上経営における官僚主義のすべての現われに対しても闘わねばならなかった。さらに、農産物の義務供出と自由買上げの原則点を明確にすることが必要であった。この点についていえば、

(a) 農村における社会経済構造に照応して、農産物の供出義務の範囲は異ならねばならない。この民主的方法は、農民は機械的に同じに取扱われるのではなくて、その所有と生産能力に応じて生産物を国家に供出する義務があり、国家はそれに適当な価格を支払うということである。

(b) DDRの平均で、現在、全生産物のうち動物生産物の五〇%弱と植物生産物の三〇〜四〇%が義務供出で、残りは農民が自由に処分できる。国民食糧と原料需要をまかなうためには、国家は農民が自由にできる生産物のできるだけ多くの部分を買上げるようにしなければならない。

(c) 自由に販売された生産物には、国家は義務供出のもとにある生産物よりも高い価格を保証するが、それは農民にはより大きな収入になる。そこに、農産物を増加するための経

済的テコがある。

(d) 義務供出と国家による自由買上げと並んで、農民はその供出割当を果した場合には、農民市場でその商品を自由に販売することができる。農民市場は、生産者が生産余力をよりよく利用し、消費者に直接売ることによってより多くの収入を手に入れることができるようにする。それによってまた食糧の供給を改善するのに役立つ。

一九五六年一月一日に、動植物生産物の価格が一部変更された。時の経過とともに個人農の発展のかなり大きな相違があらわれてきたので、これをなおし、農業生産を全体として発展させるために、義務供出価格を高め、自由買上価格を一部引下げたのである。

DDRの政府が農産物の調達買上の際にしたがう原則は、私的利益と社会的利益を正しく結合するということである。農産物のいろいろがあった価格と報償によって、国家は価値法則を利用する。

以上は一般的な叙述であるが、このことはシュトラスブルク郡にも完全にあてはまる。前にみた資料ではシュトラスブルク郡における民主的土地改革と農業の社会主義化(一)(大敷)

ボルデック市では第九表のように畜産物の市場生産は五カ

第8表 シュトラスブルク郡の畜産物市場生産の増大

	1952		1956	
	総数	%	総数	%
屠畜(牛豚羊) t	4,593	100	6,187	134.7
牛乳 t	12,046	100	22,489	186.7
卵 1000個	5,798	100	8,137	140.4

第9表 ボルデック市の市場生産の増加

	1950年		1956年	
	総数	%	総数	%
肉	122,518 kg	100	280,467 kg	228.9
牛乳	480,109 kg	100	1,188,515 kg	247.5
卵	105,632個	100	293,352個	278.0
穀物	10,805 dz	100	11,070 dz	102.5
蔬菜	565 dz	100	575 dz	101.2

ルク郡では家畜頭数が若干減少していたが、それにもかかわらず、畜産物の商品生産は一九五二年以来増加した。すなわち、家畜の質が著しく改善され、家畜の重量増加によって頭数の減少が相殺され、市場生産の増加が可能になったのである。シュトラスブルク郡における市場生産の発展は第八表のとおりである。

年間に二倍以上になった。穀物や菜種の市場生産も増加した。

ばならない。
個人農

第10表 シュトラスブルク郡における調達買上の達成状況

	供出完了	供出完了	供出完了	計 (%)
	未完了	完了	買上供給	
5 ha まで	6.4	27.1	66.5	100.0
5~20 ha	10.2	26.6	63.2	100.0
20 ha 以上	23.0	31.9	45.1	100.0

一九五六年における階層別の供出達成状況は第一〇表のとおりである。

動植物生産物の市場生産をもっと高めるためには、おくれた経営を強化するあらゆる手段がとられねばならない。それは二〇ヘクタール以上の経営についてもいえる。政府はMTSの料率の引下げによってそれを行なっている。恒常的協同労働組織やLPGには大農も参加する可

能性がある。大農の場合でも十分な理由がある場合には、地域の国家機関は法規の枠の内ですら援助しうるかを検討するであろうが、多くの場合、供出義務を完遂しないのは単に労働者―農民権力に対する階級的敵意の表現である場合がある。その場合には、民主的法律をあくまで守らせなければ

現在、シュトラスブルク郡では、個人農は二九、四一六ヘクタール、すなわち総農用地の五九、一%を経営している。MTS区域別の階層構成は第一一表のとおりである。

第11表 MTS 区域別の個人農数 (1956. 12. 31)

MTS 区域	総数	1~5 ha	5~10 ha	10~20 ha	20 ha~
Strasburg	553	60	431	55	7
Lübbenow	692	79	544	42	27
Göhren	528	68	363	74	23
Wilsickow	350	70	218	53	9
Ulrichot	725	102	504	97	22
郡合計	2,848	379	2,060	321	88

これみると五―一〇ヘク

タールの経営が圧倒的であり、その社会経済状態は大多数のものが中農経営である。シュトラスブルク郡のたいいていの勤労個人農の状態は、民主的土地改革以後年々改善されてきた。個人農の家畜頭数は郡平均以上である。階層別にみた一〇ヘクタール当り家畜頭数は第一二表のとおりである。

一―五ヘクタールの経営が一〇ヘクタール当り最高の頭数

すべての家畜種類の平均で、

を持っている。それは小農民の集約経営の表現である。しかし、だからといって小経営の市場生産が非常に少ないことを忘れてはならない。たとえば一〇〇ヘクタール当り乳牛が四二・四頭とすれば、一小経営当り二頭をそこにする。牛乳の大部分は自家消費される。五ヘクタール以上の種々規模では市場生産がそれだけ大きい。しかしそれらも社会主義的大経営が持っている可能性には劣る。シェーンベック農業生産協

同組合は個人有の家畜も含めて、一〇〇ヘクタール当り二六・五頭の乳牛を持っている。他方、小農を経営平均では一〇〇％の乳牛を持っている。東ドイツにおける民主的土地改革と農業の社会主義化(一)

第12表 個人農の 100 ha 当り家畜数 (1956, 12. 31)

	馬	牛		豚		羊
		総 数	うち乳牛	総 数	うち母豚	
郡 合 計	10.1	42.9	24.9	116.8	9.1	29.5
個人農平均	13.7	52.6	33.2	136.3	10.1	27.3
1~5 ha	14.8	56.7	42.4	171.8	9.2	24.3
5~10 ha	14.7	53.6	34.6	130.1	10.2	27.7
10~20 ha	13.3	57.5	33.6	125.8	11.4	26.3
20~50 ha	9.6	49.3	25.9	92.5	10.4	19.4
50 ha~	9.6	50.6	27.4	82.3	10.7	20.7

ヘクタール当り四〇人の労働力があるが、シェーンベックでは僅か一四・四労働力にすぎない。シェーンベック農業生産協同組合の乳牛飼育は実際には小農民経営よりも生産的なことがわかる。豚や羊の場合にはもっと有利である。シェーンベック農業生産協同組合は、個人有を含めて一〇〇ヘクタール当り二〇九頭の豚と五三頭の羊を持っている。こうして、われわれは個人農の小経営の限界と同時にまたその展望の問題にふれた。たしかに勤労個人農大衆は裕福になった。このことは大部分の新設農民にもあてはまる。新設農民と勤労旧農民との社会経済的区別は大部分消滅した。こうした経済的発展はシュトラズブルク郡でも、多数の勤労個人農をして、かれらの経営だけを見るが、国民経済全体を見ないようにさせる。しかし、かれらは次の三つの点を決して忘れることはできない。

(a) かれらの裕福さは、単にかれら自身の努力や仕事の結果ではない。それは、なによりもまずわが労働者—農民権力によって行なわれ、勤労農民を数年来多くの点で支援してきた農業政策の結果である。勤労個人農の福祉は本来社会主義の建設によってもたらされ、その成果は農民階級にも利益に

なっている。

(b) 小経営は農業における近代技術の適用を妨げる。市場生産の可能性は社会主義的大経営におけるよりもはるかに小さい。新しく、よりよい個人農の生活条件の下においてさえも、小規模で分散した土地での経営方法は残る。最新の農業技術による耕作方法は制限的にしか使用されない。近代的大農業機械の利用は小面積によって妨げられる。古い経営方法は動植物生産のそれ以上の急速な増加を困難にし、勤労個人農の収入のそれ以上の増加を困難にする。

(c) 勤労個人農は、DDRで社会主義の建設が行なわれている条件の下でも、単純商品生産者である。しかし、単純商品生産は不可避免的に資本主義的商品生産をもたらす。すなわち、勤労農民はその中から、いつでも、たえず資本家を分離している。農民階級が社会主義への道にふみ出すことは政治的・経済的必然である。

民主的土地改革による農業の社会経済構造の変化は次のように総括される。

(a) 民主的土地改革とコンツェルンの没収により、ドイツ

東部におけるユンカーと独占資本の権力は最終的に排除された。それによって、民主的、平和的發展の基礎が確実にされたが、それは、全ドイツ農民層にとって巨大な意義をもっていた。

(b) 土地改革と独占の没収によって、シュトラスブルク郡においても、全農民層はユンカーとコンツェルンの主人による搾取と圧迫から解放された。農業における唯一の資本家階級として残ったのは、大農であった。しかしながら、かれらが農業労働者や勤労個人農を搾取する可能性は、新しい経済的諸条件と民主的法律によって著しく狭められた。

(c) シュトラスブルク郡では、約三、二〇〇人の農業労働者と貧農と移住民が、土地改革によって自己の経営を手に入れた。民主主義的国家は、かれらを——旧勤労農民もだが——多くの点で援助した。かれらのうちの大多数は裕福な中農に発展した。経済的により強い多数のものと並んで、少数の経済的におくれた勤労個人農がいた。シュトラスブルク郡では、五ヘクタールまでの経営の六・四%と五〜二〇ヘクタールの経営の一〇・二%が供出義務を果たせなかった。これらの弱小経営は、進歩した経営の結果に出来るだけ早く到

達するように地域の国家機関が特に注意しなければならぬ。
い。

(d) 民主的土地改革と独占資本の没収は、労働者階級と勤
労農民階級との同盟をより高い段階にすすめた。わが政府の
政策は、この同盟を全力をあげて、一層強化することに向け
られている。

(e) 大農にも、市場生産をできるだけ高めるという課題が
ある。かれらもまた、わが労働者＝農民国家の基礎の上に立
ち、民主的法律を守るならば、確実な展望を持つであろう。
大農は、とにかく平和の維持と民主的方法でのドイツの再統
一に利益をもっている。それゆえ、かれらを民主的ドイツの
国民戦線の闘争に獲得することができる。わが国の指導力と
しての労働者階級が、資本主義的要素にたいする警戒心を決
して緩めることができないのはいうまでもない。

第3表 Strasburg 郡の土地改革前の農業構造と民主的土地改革によるその変化

番号	市町村または大農場	以前の区域	(1) 土地改革前の社会経済構造 (1945.1.1.)								(2) 大農場の雇用 (1938)				(3) 民主的土地改革の範囲と結果				(4) 土地改革後の社会経済構造 (1950.1.1.)								
			農用地		大農		中農		小農		その他所有者	常雇	季節雇		合計	土地改革 フォンド	新設農 戸	拡大農 戸	残余地と 人民所有 農場	20 ha 以上 の農民		5~20 ha の 農民		1~5 ha の農民		残 地 VEG	余 と その他
			総面積	大土地所有 (100 ha以上)	経営	ha	経営	ha	経営	ha			経営	ha						人	労働者の妻	外国人	人	ha	戸		
1	Alt-käbelich	M	1,034	1,024	—	—	1	10	—	—	—	16	6	50	72	1,024	85	1	308	—	—	86	726	—	—	308	—
2	Badresch	M	587	527	—	—	4	60	—	—	—	21	9	40	70	527	60	—	—	—	—	64	587	—	—	—	—
3	Ballin	M	1,088	1,039	—	—	28	21	—	—	—	72	16	85	173	1,039	52	—	702	1	28	54	358	—	—	702	—
4	Bandelow	B	1,162	—	16	763	21	367	7	22	10	—	—	—	—	231	20	—	—	11	532	41	598	7	22	—	10
5	Blumenhagen	B	824	600	4	160	6	48	7	16	—	60	15	70	145	600	69	7	31	4	160	82	633	—	—	31	—
6	Bredenfelde	M	851	800	—	—	—	—	—	—	—	28	11	45	84	800	61	—	—	—	—	61	800	—	—	—	51
7	Fahrenholz	B	500	500	—	—	—	—	—	—	—	32	12	40	84	500	44	—	—	—	—	44	500	—	—	—	—
8	Gehren	M	1,157	950	9	207	—	—	—	—	—	70	25	110	205	950	58	—	—	9	207	58	950	—	—	—	—
9	Göhren	M	954	954	—	—	—	—	—	—	—	50	14	70	134	954	59	—	—	—	—	59	954	—	—	—	—
10	Golm	M	1,053	984	—	—	6	69	—	—	—	100	5	26	131	1,017	73	16	156	—	—	79	851	16	46	156	—
11	Grauenhagen	M	730	546	5	136	4	48	—	—	—	28	8	40	76	546	66	—	—	5	136	70	594	—	—	—	—
12	Gr.-Daberkow	M	588	588	—	—	—	—	—	—	—	60	15	45	120	588	54	—	—	—	—	54	588	—	—	—	—
13	Gr.-Luckow	B	812	722	—	—	5	90	—	—	—	80	50	100	230	722	53	1	311	—	—	59	501	—	—	311	—
14	Gr.-Miltzow	M	500	500	—	—	—	—	—	—	—	55	12	40	107	500	—	—	500	—	—	—	—	—	—	500	—
15	Gr.-Spiegelberg	B	462	462	—	—	—	—	—	—	—	16	4	45	65	462	58	—	46	—	—	58	416	—	—	46	—
16	Güterberg	B	1,006	1,006	—	—	—	—	—	—	—	130	30	90	250	1,006	78	—	—	—	—	78	1,006	—	—	—	—
17	Helpt	M	747	727	—	—	—	—	—	—	20(K)	70	25	55	150	727	73	—	—	—	—	73	727	—	—	—	20
18	Hidebrandshagen	B	445	—	—	—	21	421	—	—	—	—	—	—	—	24	3	—	—	—	—	24	445	—	—	—	—
19	Hinrichshagen	M	750	720	1	30	—	—	—	—	—	35	11	35	81	720	67	13	—	1	30	67	681	13	39	—	—
20	Hornshagen	M	425	425	—	—	—	—	—	—	—	25	7	35	67	425	52	—	—	—	—	52	425	—	—	—	—
21	Jagow	B	2,906	2,906	—	—	—	—	—	—	—	160	155	150	465	2,906	314	—	54	—	—	314	2,852	—	—	54	—
22	Kl.-Luckow	B	750	745	—	—	—	—	1	5	—	45	11	120	176	745	60	—	321	—	—	61	429	—	—	321	—
23	Kreckow	M	724	634	3	90	—	—	—	—	—	55	8	40	103	634	72	—	30	3	90	72	604	—	—	30	—
24	Kublank	M	1,002	—	14	930	4	32	12	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	930	4	32	12	40	—	—
25	Lemmersdorf	B	1,373	710	13	293	17	225	15	70	75(K)	35	9	48	92	710	70	—	—	13	293	87	935	15	70	—	75
26	Leppin	M	963	963	—	—	—	—	—	—	—	50	12	90	152	963	—	—	963	—	—	—	—	—	—	963	—
27	Lindow	M	629	566	—	—	3	48	2	5	10(K)	50	11	40	101	566	55	2	136	—	—	59	483	—	—	136	10
28	Lübbenow	B	695	675	—	—	1	20	—	—	—	30	20	60	110	675	127	—	—	—	—	128	695	—	—	—	—
29	Matzdorf	M	383	383	—	—	—	—	—	—	—	14	4	60	78	383	54	—	—	—	—	54	383	—	—	—	—
30	Mildenitz	M	815	815	—	—	—	—	—	—	—	24	8	60	92	815	101	—	40	—	—	101	775	—	—	40	—
31	Milow	B	985	148	6	309	37	504	5	24	—	12	3	—	15	148	16	—	—	6	309	53	652	5	24	—	—
32	Neetzka	M	930	630	2	30	12	270	—	—	—	55	12	55	122	630	77	—	—	2	30	89	900	—	—	—	—
33	Neuensund	B	835	835	—	—	—	—	—	—	—	74	12	55	141	835	72	—	250	—	—	72	585	—	—	250	—
34	Neu-Käbelich	M	578	578	—	—	—	—	—	—	—	41	15	35	91	578	59	—	—	—	—	59	578	—	—	—	—
35	Pasenow	M	945	—	13	791	3	52	6	25	77(K)	—	—	—	—	67	8	3	—	12	724	11	116	7	28	—	77
36	Petersdorf	M	746	—	11	648	3	85	5	13	—	—	—	—	—	338	40	—	—	9	310	43	423	5	13	—	—
37	Rathey	M	820	504	—	—	18	316	—	—	—	26	9	40	75	504	65	—	—	—	—	83	820	—	—	—	—
38	Rehberg	M	1,175	1,175	—	—	—	—	—	—	—	97	30	57	184	1,175	131	9	—	—	—	131	1,157	9	18	—	—
39	Schlepkow	B	933	730	4	160	4	40	3	3	—	60	15	80	155	730	46	3	150	4	160	53	920	3	3	150	—
40	Schönbeck	M	985	—	7	344	28	476	11	165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	344	28	476	11	165	—	—
41	Schönhausen	M	700	600	4	100	—	—	—	—	—	59	20	50	129	600	65	—	—	4	100	65	600	—	—	—	—
42	Schwarzensee	B	919	919	—	—	—	—	—	—	—	197	70	238	505	919	—	—	919	—	—	—	—	—	—	919	—
43	Strasburg	B	4,321	2,968	21	617	26	333	36	121	282(K)	19	5	30	54	2,665	230	—	580	21	617	256	2,418	36	121	580	585
44	Trebenow	B	1,017	—	12	770	13	210	—	—	—	—	—	—	—	225	33	—	—	10	545	46	435	—	—	—	37
45	Ulrichshof	M	547	547	—	—	—	—	—	—	—	55	11	20	86	547	74	—	—	—	—	74	547	—	—	—	—
46	Voigtsdorf	M	707	—	—	—	48	707	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	707	—	—	—	—
47	Werbelow	B	760	740	—	—	1	15	1	5	—	70	30	40	140	740	—	—	740	—	—	1	15	1	5	740	—
48	Wilsickow	B	972	938	—	—	2	34	—	—	—	60	32	55	147	938	117	—	141	—	—	119	831	—	—	141	—
49	Wismar	B	984	507	8	477	—	—	—	—	—	45	11	30	86	619	42	1	152	7	377	43	455	—	—	152	—
50	Woldegk	M	2,729	663	23	1,591	15	295	15	60	120	20	15	25	60	663	60	—	—	23	1,591	75	958	15	60	—	120
51	Wolfshagen	B	1,172	1,172	—	—	—	—	—	—	—	59	15	70	144	1,172	80	—	155	—	—	80	1,017	—	—	155	—
合	計		49,675	35,125	177	8,474	305	4,796	126	574	706	2,360	818	2,569	5,747	35,852	3,153	56	6,685	166	7,513	3,472	33,838	155	654	6,685	985

注) 表中 M=Mecklenburg, B=Brandenburg, K=教会